

牛用飼料の暫定許容値の見直しについて

1 暫定許容値の見直し等の概要

(1) 新暫定許容値の設定

国において、食品中の放射性物質に係る新基準値（案）の公表に伴い、牛用飼料の暫定許容値を見直し（2/3 施行）。

これまでの暫定許容値（放射性セシウム）	新しい暫定許容値（放射性セシウム）
・乳用牛・肥育牛 300Bq/kg	・全ての牛 100Bq/kg
・乳用牛・肥育牛以外の牛 3,000Bq/kg	

(2) 暫定許容値の見直しに伴う対応

① 新暫定許容値を下回る飼料への切り替え

乳用牛：3月15日までに切り替え、乳用牛以外：3月31日までに切り替え

② 食品の新基準値を超過する恐れのある場合は牛の出荷延期の徹底

③ 利用できない飼料は誤用を防止するため区分管理

④ 区分管理する8千ベクレル以下の飼料の処分（一般廃棄物として焼却、埋却等）

⑤ 牧草地の除染対策の推進

⑥ 平成24年産牧草及び夏作飼料作物の安全性を確保するための調査の実施

2 本県の対応

(1) 平成23年産牧草の新たな利用自粛の要請

① これまで利用自粛を要請：4市町

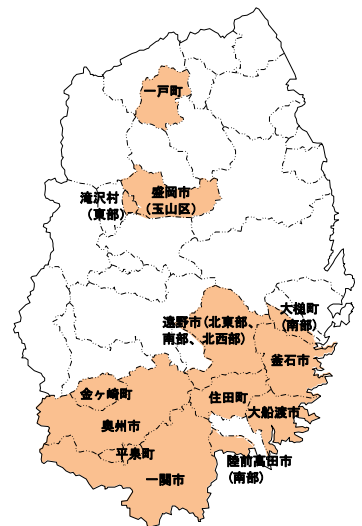
一関市（全域）、平泉町（全域）、遠野市（北西部、北東部、南部）、陸前高田市（南部）

② 新たに利用自粛を要請：9市町村

盛岡市（玉山区）、滝沢村（東部）、奥州市、金ヶ崎町、

大船渡市、釜石市、住田町、大槌町（南部）、一戸町

※）下線部は、暫定許容値の見直しにより利用自粛を拡大した地域



(2) 代替飼料の確保

① 国や飼料会社に対し、国内外からの確実な粗飼料の確保を要請

② 各農協等に対し、乾草やサイレージなどの供給に関する情報の提供や斡旋

(3) 利用できなくなった牧草の処分

適切な区分管理や処分が確実に行われるよう県単事業により支援

(4) 牧草地の除染

① 除染対象面積：概数で10,000ha程度の見込み

② 除染方法：牧草地の上層部と下層部を入替る「反転耕」や放射性物質の土壌への吸着により牧草への吸収を抑制する「攪拌耕」により実施

(5) 出荷延期する牛の集中管理施設の継続設置